



平成18年1月16日

沖縄県知事 稲嶺 恵一 殿

沖縄県行政改革懇話会
会長 大城 常夫

沖縄県行財政改革プラン(仮称)について【意見】

沖縄県行財政改革プラン(仮称)については、平成17年10月14日に当懇話会に専門委員会を設置し、集中的に調査・検討を行ってきました。

当懇話会では、専門委員会からの報告について検討し、別紙のとおりとりまとめましたので、提言します。

なお、別紙の1(1)については、懇話会としては意見の一致に至らなかったため、報告書と異なる意見を併記しました。

別紙

沖縄県行財政改革プラン（素案）について

はじめに

沖縄県は、昭和 60 年から 4 次にわたる行政改革大綱を策定し、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、給与等の適正化、公社等の統廃合などを実施してきた。

現行の「新沖縄県行政システム改革大綱」（以下「現行革大綱」という。）では、「県民本位の成果・効率重視のスマートな行政」を基本理念に据え、平成 15 年度から今年度までの 3 年間を実施期間として、159 の推進項目を設定し取り組みが行われている。

少子高齢化の進行、国・地方を通じた厳しい財政状況等、社会経済情勢は急速に変化しており、これらに適切に対処するためには、引き続き、簡素で効率的な行政体制の構築が必要である。

このような中、平成 17 年 10 月 14 日に開催された沖縄県行政改革懇話会において、平成 18 年度を起点とする「沖縄県行財政改革プラン（仮称）」（以下「次期プラン」という。）の素案が示され、その検討を依頼されたところである。

次期プランの素案では、現行革大綱の理念である「県民本位の成果・効率重視のスマートな行政」を推進し、改革の視点は、現行革大綱の 3 つの視点（「県民参加と協働」、「民間経営手法の活用」、「自己決定・自己責任」）が踏襲されている。

地域の実情やニーズに即し、自主的・主体的な行政を展開するという地方分権の推進などの観点から、次期プランにおいても現行革大綱の理念と視点を引き継ぐことが適当であると思われる。

従って、本委員会では、次期プランがより実効性の高いものとなるよう、 から までの主な取組みにテーマを絞り集中的な議論を行った。

公社等外郭団体の見直しについて

民間委託等の推進について

組織の見直しについて

以上の検討結果から、沖縄県が次期プランを策定するに当たり、次のとおり提言する。

1 公社等外郭団体の見直しについて

県行政の補完的役割を担い、県が人的に又は財政的に深く関わっている公社等外郭団体については、設立の目的や役割並びに提供するサービスの今日的意義について不断の見直しが必要である。

次期プランの素案では、平成 17 年 6 月 20 日に県が定めた「公社等外郭団体の見直し方針」により、県が一定の割合を出資又は職員を派遣するなど県行政と密接な関連を有する 46 団体について見直しが行われ、そのうち 30 団体について統廃合・縮小等の検討状況が示された。

当委員会では、公社等外郭団体について効率的な検討ができるよう、県内部でも見直し方針が調整未了となっている次の 4 団体について検討を行ったところである。

その結果、当該団体の見直しに対する意見は次のとおりである。

(1) 財団法人沖縄県保健医療福祉事業団について

主たる事業である健康増進センター事業が、平成 17 年度から運営を民間に委ねられたことから、当該財団としての設立当初の目的は概ね達成され、健康増進施設としての先導的役割は終えたものとする。

当該財団においては現在、公益事業として新たな健康づくり支援事業の創出を検討中とのことだが、このような事業は民間や市町村においても同様なサービスを提供することが可能であることから必ずしも当該財団で実施しなければならないものではない。

よって、残った普及・啓発を主たる内容とする腎臓バンク事業は、効果的な手法等について検討するとともに、当該財団については、廃止を含めそのあり方自体を検討すべきである。

なお、その検討の際には、財団の基本財産等が復帰前の医療保険制度により生じたことにかんがみ、保健医療福祉分野における有効な活用について検討されたい。

【併記：行政改革懇話会委員からのその他の意見】

- ・ 当該財団の目的は、今もって達成されておらず、これからも県民の健康福祉に寄与せねばならない事業は増加の一途をたどっていると考えている。
- ・ これからの腎臓バンク事業を考えると廃止は有り得ないことと考えるため、当該財団のあり方の検討にあたっては、廃止を含めるべきではない。

(2) 財団法人沖縄県水産公社について

運営状況が著しく悪化しており、当該財団の再建策の大きな柱である卸売市場の再開については、関係者間（県漁連・県・公社・糸満市漁協）の協議が進展していない。

また、再開時期の設定などについては、当該財団自らが決定できるものでないため、卸売市場再開による業績の回復が見込めない状況にある。

さらに、再開された場合においても、卸売市場法の規定並びに県漁連市場の現状（開設者と卸売業者が同一）に照らし、市場開設者（公社）と卸売業者（県漁連）の 2 者体制が必ずしも必要とは認められない。

よって、平成 17 年度中に組織の在り方の見直し（事務局長と専務理事の兼務化）を行った上で、平成 18 年度末までに卸売市場再開に向けた関係者間での合意が得られなければ、給油、給氷等の経済事業を整理の上、平成 19 年度をもって当該財団は解散することが望ましい。

(3) 財団法人沖縄県建設技術センターについて

建設技術センターの現場技術事業、建設材料試験事業等の事業が民間と競合していることについては、現行革大綱策定の際にも強く指摘されている。当該財団の設

立趣旨を踏まえ、民間に出来ることは民間に委ね、当該財団でしか行い得ない事業に特化すべきである。また、土木建築部技術系職員や民間建設コンサルタント技術系職員へのアンケート調査（沖縄県が平成16年2月に実施）の結果等を踏まえると県からの受託事業の多くが民間に委ねた方がより効果的・効率的であると判断される。そのため委託元である県においては、当該財団と民間との役割分担について見直しを図る必要があることも指摘したい。

よって、当該財団については、事業内容の抜本的見直しを行う中で、民間と競合する事業の廃止・縮小を行い、併せて組織体制を見直す必要がある。

(4) 沖縄県土地開発公社について

沖縄県土地開発公社の主要な事業であった公有地先行取得事業は、高度経済成長期においては時代のニーズに沿ったものであったが、バブル経済が崩壊した後においては、全国的にも厳しい状況に置かれている。

当該公社の有する用地交渉等における経験やノウハウを考慮した場合、公社自体の存在意義は認められるが、実施事業の比重が先行取得事業からあっせん事業へとシフトする中で全体事業量は減少している状況にかんがみ、組織の整理縮小・合理化を行うべきである。ただし、当該公社の有する専門的ノウハウの継承や人材確保については、県を含め配慮する必要がある。

また、当該公社の自主事業である土地造成事業は、多額の借入金や県の債務保証の下で実施されているが、計画的な処分がなされているとは言い難く、経営圧迫の要因にならないかが懸念される。

よって、処分計画を含む事業の見直しを行い、早期処分を進めるべきである。

さらに、平成18年度まで支給することとなっている全職員を対象とした業務手当については、その支給について合理的妥当性を欠くため平成17年度をもって廃止すべきである。

なお、現行革大綱策定の際に指摘した公共用地の取得事業に関する県との役割分担（用地交渉業務等の委託基準）について、未だに明確にされていないことから、その早期実施を重ねて指摘する。

2 民間委託等の推進について

社会福祉施設、教育・文化施設、公園、道路、学校など、県が設置する公の施設は、様々な分野で住民に欠かせない身近な公共サービスを提供している。

公の施設の管理については、県が直営するほか、県が出資する法人等、公共性の高い団体に委託してきたが、住民ニーズの多様化と適切な施設管理やサービスを期待できる民間事業者の増加を背景に、従来の管理委託制度を改め、指定管理者制度が創設されたところである。

県は「民間でできることは民間で」という視点から、平成17年6月に「公の施設の管理のあり方に関する基本方針」を策定し、県が直営する場合の要件を定め、要件に該当せず又は直営すべき特別の事情がない場合には、指定管理者制度を積極的に導入することとしている。

次期プランの素案には、72の公の施設のうち、これまで県出資法人等に委託されてき

た 33 施設の具体的な見直し案が設定されている。残りの 39 施設については、法令等により県が直接管理する必要があるものと、出先機関の見直しの中で既に結論が出ているものがあるため、これらの施設以外の施設についての検討が進められている状況である。

当委員会としては、検討中の施設のうち、現在、那覇市おもろまちに建設が進められている沖縄県立博物館新館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）の管理方法等について、検討した結果を(1)に示すとともに、公の施設全般について県が管理のあり方を検討するに当たり、(2)に意見を提示する。

(1)博物館・美術館の管理のあり方について

博物館・美術館については、建設に多額の費用が投入されていること等から、その管理のあり方について立地条件等を活用し多様なサービスが提供できるよう検討してもらいたい。

管理運営形態については、管理部門は指定管理者、学芸部門は直営としたい旨、教育庁から説明があったが、学芸部門を直営とする理由が不十分である。

民間にはできないということを前提とするのではなく、他県の例も調査した上、指定管理者が管理する場合のメリット・デメリットを十分精査し、積極的に同制度の導入を検討してもらいたい。

学芸部門の一部に専門性や継続性を求めることは理解できるが、学芸員の全部を県職員として確保する必要はないと思われる。直営でなければならない部分以外の学芸部門については、指定管理者に移行することとし、直営とする部分においても任期付き採用などにより、外部の優秀な人材を活用するための検討が必要である。

学芸部門の一部を直営とする場合においては、博物館協議会や学芸員会議の活用などにより、県の意思や姿勢、コンセプト等が維持できる仕組みを作るとともに、指定管理者の自由な企画力が充分反映できるような仕組みづくりが必要である。

博物館・美術館は、県民の財産であり、広く県民の利用に供されるべき施設であることを踏まえ、多様な機能を発揮することができるよう、利用する側である県民の視点を重視する必要がある。

指定管理者の魅力ある企画展示や効果的な教育カリキュラムの設定など、民間経営手法を積極的に導入した施設運営を検討してもらいたい。

当該施設は、博物館と美術館の複合施設であることから、教育庁からそれぞれの館長を総括する職（総館長）の設置について説明があったが、必要性は感じられない。さらに、両館を一人の館長が総合プロデュースする方法についても検討すべきである。

また、行財政改革の観点から、可能な限り簡素で効率的な組織を編成し、県職員の配置を最小限にとどめるよう検討してもらいたい。

(2)「公の施設の管理のあり方の見直し」全般について

公の施設の管理の指定管理者への移行に際し、「より良いサービスの提供」を視点

に、官民を同じ基準で比較し選定することが望まれるほか、公共サービスの質をチェックする体制の確立を検討してもらいたい。

管理主体が指定管理者に移行したとしても、管理経費に公費が投入されることに変わりはない。また、指定管理者自らが相当数の個人情報扱うことも予想される。管理主体が指定管理者に移行したために、指定管理者が保有する管理に係る情報公開請求ができないという事例が生じないように、情報公開条例、個人情報保護条例等の整備が必要である。

福祉施設の民間譲渡に際しては、県の福祉行政との整合性を慎重に検討する必要がある。また、一度にほとんどの福祉施設を民間に譲渡するにあたっては、これらの施設に係る状況等を十分に精査するとともに、他府県の事例なども参考とし、慎重に検討すべきである。

公の施設の管理の指定管理者への移行及び公の施設の民間譲渡に際しては、入所者や利用者の声を聞くシステムの整備・充実が必要である。

検討中の施設については、既に結論が出ている施設等との整合を図る必要があるが、「民間でできることは民間で」という姿勢で、指定管理者制度の活用などを積極的に検討してもらいたい。

特に、教育・文化施設については、(1)「博物館・美術館の管理のあり方について」で記述したように、積極的に指定管理者制度を導入し、NPOや民間のノウハウを活用すべきである。

3 組織の見直しについて

行財政改革の必要性から、県の役割が改めて問われており、指定管理者制度の導入など民間委託等の積極的な推進が必要であることと同時に、県の組織についても、簡素で効率的な組織機構を確立する観点から、市町村への権限移譲を含めた徹底的な見直しが必要である。

当委員会では、県が次期プランに掲げている出先機関の見直しの中で、宮古支庁及び八重山支庁の組織のあり方について検討したので、以下に意見を提示する。

地方分権を推進する観点から、基礎自治体である市町村への権限移譲を積極的に進めていく中で、県（支庁）の役割を見直し、執行体制を効率化する必要がある。

宮古・八重山地域においては、支庁が総合調整機能を担う反面、市町村との二重行政となっていないかなどの懸念もある。また、県と市町村の役割を改めて見直すためには、住民、市町村、県（支庁）を交えた検討などにより、基礎自治体である市町村への権限移譲を、積極的に推し進めるための取り組みが必要である。

宮古支庁及び八重山支庁のあり方については、両地域を同じ土台で検討するのではなく、市町村合併の進捗状況などを勘案し、分けて検討することも必要ではない

かと考える。

4 行財政改革を進めるために

本県は国境となる離島を含んだ自治体であり、広大な米軍基地を抱えていることなどから、国の責任において果たすべき役割も大きいことを踏まえ、県がリーダーシップをとって、国、県、市町村の役割分担を検討することも重要である。

行財政改革を進めるには、組織の構成員でもある公務員の身分制度を含めた見直しや、民間との人的交流をさらに積極的に行う必要がある。

また、県の政策形成・実行能力の強化を図る面からも、給与制度・人事管理面を含めた改革に取り組むべきである。

次期プランでは、県の将来像を見据え、財政面を盛り込んだ目標を明確にし、戦略をもった行財政改革を推進してもらいたい。そのためには、事務事業だけではなく政策まで広げた、強弱のある行政運営の検討も必要ではないかと考える。

その際、より効率的な事業実施ができるよう単年度主義からの脱却等、会計面での見直しを含む抜本的な取り組みも必要である。

県の行財政改革を進めるためには、同時に、市町村においても行財政改革を進めてもらう必要がある。市町村合併は、そのための有効な手法の一つであり、県は市町村合併に対し、もっと積極的に取り組む姿勢が必要である。

なお、その際には、離島の地理的条件等にも十分配慮すべきである。

おわりに

急速な時代変化と厳しい財政状況の中で、県には今まで以上に、県民ニーズを把握した主体的行政運営と、活力ある地域社会づくりが求められている。

そのためには、「選択と集中」の視点で県の役割を改めて問い直し、限られた行政資源を効果的かつ効率的に活用して、行政サービスの向上に努める必要がある。

次期プラン策定後は、県民の理解を得ながら、実施までの経過を含めて注意深く評価、確認し、さらに修正していくことも重要である。

当委員会は、平成 18 年度を起点とする「沖縄県行財政改革プラン（仮称）」によって、県が「県民本位の成果・効率重視のスマートな行政」を実現すべく、行財政改革をさらに推進することを望むものである。